

平成 20 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 4 号）

平成 20 年 9 月 24 日（水曜日）

平成 20 年第 3 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 9 月 24 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分開議

議事日程 (第 4 号)

- 日程第 1 富良野広域連合議会議員の選挙
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 4 号)
議案第 9 号 富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第 10 号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第 11 号 富良野市公園条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 20 年度富良野市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 20 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 20 年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 6 号 富良野市農業及び農村基本条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 号 富良野市情報公開条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 13 号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 15 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 12 議案第 16 号 議員の派遣について
- 日程第 13 意見案第 1 号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書
- 日程第 14 意見案第 2 号 学校耐震化に関する意見書
- 日程第 15 閉会中の都市事例調査について

出席議員 (18 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君
	13 番	東 海 林 孝 司 君		14 番	岡 野 孝 則 君
	15 番	菊 地 敏 紀 君		16 番	東 海 林 剛 君

欠席議員(0名)

説明員

市長	能登芳昭君	副市長	石井隆君
総務部長	細川一美君	保健福祉部長	高野知一君
経済部長	石田博君	建設水道部長	岩鼻勉君
看護専門学校長	登尾公子君	保健福祉部参事監	中田芳治君
総務課長	松本博明君	財政課長	清水康博君
企画振興課長	鎌田忠男君	教育委員会委員長	児島応龍君
教育委員会教育長	宇佐見正光君	教育委員会教育部長	杉浦重信君
農業委員会会長	藤野昭治君	農業委員会事務局長	大西克男君
監査委員	松浦惺君	監査委員事務局長	中村勇君
公平委員会委員長	島強君	公平委員会事務局長	中村勇君
選挙管理委員会委員長	藤田稔君	選挙管理委員会事務局長	古東英彦君

事務局出席職員

事務局長	藤原良一君	書記	鵜飼祐治君
書記	日向稔君	書記	大津諭君
書記	渡辺希美君		

午前 10 時 00 分 開会
(出席議員数 18 名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、
横山 久仁雄 君
大橋 秀行 君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第 15 号につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

議会側提出事件、議案第 16 号及び意見案 2 件、都市事例調査の申し出等につきましては、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー 2 に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) -登壇-

議会運営委員会より 9 月 17 日に委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

追加議案は市長側提出が 1 件で、補正予算でございます。

議会側提出は 4 件で、その内訳は、議員派遣 1 件、意見案 2 件のほか、常任委員会より閉会中の都市事例調査 1 件の申し出がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うことにしております。

以上申し上げます、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会

を運営いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。よってただいまお諮りのとおり決しました。

日程第 1 富良野広域連合議会議員の選挙

議長(北猛俊君) 日程第 1、富良野広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、本職より富良野広域連合議会議員に、菊地敏紀君、岡本俊君、佐々木優君、以上 3 名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職より指名いたしました、菊地敏紀君、岡本俊君、佐々木優君を富良野広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、菊地敏紀君、岡本俊君、佐々木優君、以上 3 名の諸君が富良野広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知をいたします。

御承諾いただけますか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) それでは、この結果を直ちに広域連合に対し通知いたします。

日程第 2

議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算(第 4 号)

議案第 9 号 富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 10 号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 11 号 富良野市公園条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第 2、議案第 1 号及びこれに関連する議案第 9 号から議案第 11 号まで、以上 4 件を一括して議題といたします。

最初に、議案第 9 号、富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号、富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、富良野市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） これについては、最初の段階でいろいろ説明を受けたわけですが、問題は金額とか、これまでの経過からいうと金額だとかそういう問題ではなくて、問題は、設置したときの初期の目的を、このパークゴルフ条例の改正によって、初期の目的をきちんと達成できるのかどうかと、いうことにあるんじゃないかというふうに思っています。

そうやって考えたときに、さきの定例議会の中でもいろいろあったのが、パークゴルフの大会などを開いたときに、ほかの自治体との料金の調整ですね、富良野で開催するときには、大会の参加費用が高くなったりですね、ほかのところでは参加費用が違ったりということですね、そういった意味ではこれをできるだけ同じにしていきたいというような目的も一つあったように思います。

そういったことを考えたときに、このパークゴルフ場の設定、設置をした目的はですね、決して大会とか、そういうことだけではなくて、3 世代交流であるとか、あるいは健康増進を図っていききたいとか、あるいは地域のコミュニティを図っていききたいと、そういう場にしていきたい、憩いの場にしていきたいというようなこともあってですね、設置をしてきたと思うんです。

そういった意味では、これは、これまでもそうなんですけど、大会が開催されるのは結構です。ですけども、一般の人たちが十分使えるようになっていくのかということがですね、これからの大きな関心事になるんだろうというふうに思います。

そういった点については、どのように考えておられるのかですね、さきのパークゴルフ協会からいろいろ要望が出されております。

そういったものを見たときにですね、どうも一般の人達が大会によってですね、利用するというのが、制約を受けるというか、多少の制約は受けるのはやむを得ないにしても、そういった目的がですね、そういった人たちにだけ焦点が当たると、本来の目的とはちょっと違ってくるのではないかなという気がいたしますが、その辺についてはどういう考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 横山議員の御質問にお答えをさせていただきます。2 点あったのかなと思います。

まずは、設置の目的というお話でございます。

私どもも基本方針につきましては、パークゴルフ場は市民の健康増進、体力づくり、そして、地域コミュニティの場としての 3 世代交流の施設として整備をさせていただきました。

またあわせて、山部、東山地域ですね、地域振興を図る目的として、手軽に利用できる、そして、スポーツ施設であるということで、基本方針については従来から変わっていないところでございます。

もう 1 点、一般の人が使えるのか、また制限されるのかという、その利用制限の関係でございますけれども、私どもも、現状分析をさせていただいております。

平成 17 年から今日まで、利用状況を見たときに、大会以外での市民の利用もある程度、固定化されてきておりまして、市民の利用が制限される状況になっていないという状況でございます。

今後におきましても、そのような状況は大きく変わらないということで考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） これまでの経過、状況について、今お聞きしたわけですが、実はこれ大会を開くということになると、その大会の前に練習に来たりですね、いろいろそういった利用の仕方も出てくるわけですね、私は決して大会がだめだというふうに言うつもりはありません。

ただ、そこら辺がですね、指定管理者に移行したことによって、どう、その指定管理者の方の利益というか経費を賄っていくのかと、言ったときに、どうしてもそういったところに傾斜しがちではないかというふうに思うんです。

そうやって考えたときにしっかり行政の方ですね、この初期の目的を忘れずに指定管理者の方も運営してもらわなきゃならないということですね、しっかり、監視といったら語弊がありますが、そこら辺はきちんと見ておいていただきたいと。で、そういった一般の人たちがですね、大会に出てくる人達というのは、やっぱり技術的にも上ですし、ルールだとか、いろいろあの面倒なことがあります、そういった意味では一般の人達が本当に、ただ楽しむというのとはちょっと違うだろうと、そうしたときに一般の人達が、決して追いやられる、追いやられるといったら語弊がありますが、遠慮しながら使わなきゃならないということのないようにだけですね、きちんとしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 横山議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、これまで指定管理者の皆さん方と、いろいろ御協議もさせていただきながら、本当に努力をしていただいて、すばらしい施設を管理をしていただいております。

そんな中でですね、今お話のあるような一般の人が楽しむ、また遠慮しがちだという話もございますけれども、そういう状況ではなくてですね、私どもも、その指定管理者の皆さん方が、けんしゅうをされている分も含めてですね、今回債務負担行為で出させてもいただいておりますし、しっかりと管理の中で進めさせていただいております。

それから、先ほども御答弁をさせていただいておりますけれども、ある程度固定化されておりますので、その中で利用していただいている。

それからもう一つ、私どもとしては、しっかりとした指導監督をしていくという責務もございますので、このことを含めて取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解のほど、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 今の横山議員の質問の中にもございました、地域で今、パークゴルフ場はですね、指定管理業者になっております。

それで、指定管理業者は地域の顔も見ながらコミュニケーションしながらですね、一生懸命運営されていると思いますけども、その中で先ほどのですね、回答の中にも少しございましたけども、この料金の改定ですか、あの中ですね、収入がですね、減るという予想がたちますが、この分の先ほどですね負担をしていくという教育長のお話の中にもありましたけど、どれぐらいの指定管理業者にですね払う応分の負担をですね、払っていく予定なのかということについてお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 14 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の宮田均君の質問については、債務負担行為の議案がございますので、その場でお願いをいたします。

そのほか質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 有料化になって3年が経過したということですけども、3年前に議論をしたときになぜ有料化になるのかという議論の中で、その市外からの利用者が多いために、市内の人が使えなくなっている状況があるので有料化にしてほしいという、それも大きな一つの理由だったというふうに思うんですけども、それがこの3年間でどのように変わって、この提案になったのか、まず1点お伺いいたします。

それから横山議員がお聞きした目的ですけども、この条例が変わることによって、広く圏域全体から安い料金で皆さんに使ってもらうということは、やはり3世代交流、健康づくりというよりも、視点がどうしてもその競技、スポーツとしての競技というふうに重点が置かれるように僕は認識をするわけですけども、目的は変わらないと言いつつも、そのように移っていくというふうに僕は認識をするわけですけども、その辺の見解をもう一度お願いしたいと思います。

それからもう1点ですけども、料金の設定なんですけども、健全化計画ということで、料金設定を設定基準というものを設けてですね、公的な部分、そして私的な部分という割合だとかいろんなその考慮して適正な価格を今指定管理、手数料使用料の見直しを今行っております。

この条例は16年に出しておりますので、17年から始まっておりますので、この設定の基準に、これからやらなければならないという、まだやっていない部分だというふうに思うんですけども、今後の設定基準をどのように富良野市の使用料手数料設定基準に合わせた基準にしなければならないというふうに思うんですけども、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 佐々木議員の御質問にお答えをさせていただきますけども、今回、改正につきましては、利用者区分、それから利用期間、休園日のこの3点について改正をさせていただいているところでございます。

そんな中で、私どもとしては、圏域、市内をですね、圏域に変えていくという中で、この沿線の方々も含めて、当然先ほども御答弁をさせていただいておりますけども、あくまでも市民主体のですね、健康増進とか、体力づくりとか、3世代交流施設ということで整備をさせていただいてきてる施設でございますので、こういう従来からの基本方針には変えないで、その中で、今回私どもといたしましては、圏域の皆さん方もですね、当日券500円を300円に改正をさせていただく、その部分で、今回、改正をさせていただいているところでございます。

また、手数料の関係、使用料手数料の関係でございますけれども、先ほども議員の方から御質問ありました、この公園条例につきましては、平成16年度に改正をさせていただいてまして、3カ所のパークゴルフ場を有料公園として位置づけをさせていただいて、利用料金の設定を提案し、御承認をいただいたところでございます。

そんな中で使用料手数料の設定基準につきましては、平成18年度に全庁的に検討されて、統一した考えで公共施設全体の利用料金を見直しをしていくということで設定基準をしてきたところでございます。

そんな中で、その使用料手数料の設定基準でございますけれども、サービスの性質別分類判断シートによりまして、スポーツ施設全体は、市民負担の75%になってございまして、これを基本に単価計算をいたしまして、3施設合計の平成17年度から19年度の3年平均決算額が、1,848万8,579円。利用者実績が4万1,201円でございます。1人当たりの決算単価が447円になってございました。

市民負担割合が75%で計算いたしますと335円となりまして、その結果、単価積算の根拠につきましては、圏域内300円で、市民料金含めて使用料手数料設定基準に合致しているという状況でございまして、この判断に立たさせていただいているところでございます。

それから、御質問の競技スポーツというお話でございますけども、今回私どもも、このしっかりとしてですね、要するに、有料化した施設、あるいは無料化している施設ということで、分けさせていただいて以前に条例を出させていただきます。

競技スポーツという形の中で、金満であるとか、山部であるとか、あるいは東山であるとか、そういう形ですみ分けをさせていただいて、そして北の峰であるとか、

あるいは、平沢であるとか、麓郷であるとか、そういう形の中ですみ分けをさせていただいたところでもございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 最初に聞いた質問ですけども、有料化になった理由は、少し明確に伝わってこなかったわけですけども、明らかにその市民の方が、その当時はですよ、今は、先ほどの答弁の中で今は違う。

今はほんの数%で十分市民の方も使えるんだというんですけども、しかし、3年前ですか、4年前ですかに議論したときには使いづらい。だから有料化するんだという、大きな有料化する目的が、これがどこへ行ってしまったのかということが、もう一度伺いたいというふうに思います。

それから、その、すみ分けをするということです。競技スポーツとして3カ所有料にするということですけども、そうであるならばやっぱり、やはり目的が違うわけですよ。

三つのゴルフ場とそのほかの無料のパークゴルフ場の意味合いが違って来るわけですから、やはり市としての使う場所すみ分けするのであれば、目的がやっぱり合わせたちゃんとしたすみ分けをしなければ、なかなか私たち、私は理解しづらいというふうに思うわけですけども、その点、伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） すみ分けのいまお話もさせていただきましたけれども、基本方針としては、先ほども横山議員に御説明をさせていただいた方針は、本当に変わっていないところでございます。

これまで、富良野市の、こういうパークゴルフ場の整備につきましては、何度も繰り返しになりますけれども、市民の健康増進、体力づくり、あるいは地域コミュニティの場として3世代交流施設として整備されておりますし、また、あわせて山部、東山含めた地域振興を図る目的で、手軽に利用できるスポーツ施設として、これまでの方針は変わっておりません。そんな中で私どもも進めさせていただいているというところでございます。

それから、有料化のことにつきましては、そんな中で17年度から指定管理ということで管理者に移行して、それぞれ管理をさせていただいているというところでございます。

それからもう一つはですね、先ほどもお答えをさせていただいておりますけれども、私どもも現状分析をさせていただいてきているところでございます。そんな中で、市民の皆さん方が気軽に利用できるという中で、17年から

統計をとらせていただいた中でですね、大会以外は、市民の利用もある程度固定化されておりますので、そんな中で、市民の利用が制限される状況はないという判断させていただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

17 番日里雅至君。

17 番（日里雅至君） 今、お話をいろいろと聞かせていただきましたし、前回のこの条例の条例の審査の部分についてもですね、いろいろと議事録読み返してみまして、いろいろと自分で考えておまして、その分の中で、この目的含めてですね、基本的な考え方、それから今後のあり方、指定管理者との関連については、一定理解をるところであります。

この分については、指定管理者の条例と公園条例と、もう一つ、先ほど佐々木議員の方から出ました、富良野市の使用料手数料が非常にこの関連づけられるということだと思います。18 年の 4 定のときに、たまたま市民福祉委員会の方に山部の生活改善センターの設置条例ですとか、いろんな部分の中で、使用料手数料の柱となるその金額的な改定の分が非常に大きな柱として、この 5 本の部分についてですね検討させていただきました。そのときの委員長が私で、副委員長さんが佐々木優議員だったかと思えます。

その部分の中でですね、これからの使用料手数料のあり方といった部分については、資料いただいているところで、行政サービスの公平な負担割合を求めるとともに、施設や役務などの行政サービスの提供原価を基本に、税と利用者の負担で負担すべき割合を決定して算出するというふうになっております。

その部分の中でですね、前回、副市長にお話をさせていただいた、御質問させていただいた部分の中では性質別負担の部分については、広域の部分についてはないという話をいただきました。少なくとも、野外、スポーツセンターといった部分の中で、20、いま教育長の方からお話をいただきましたように、20、75 といった部分の負担割合が出ているわけであります。

そういった部分も含めてですね、この辺の使用料手数料の考え方、整合性含めて、どう考えてらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 26 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の日里雅至君の質問に御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 御答弁申し上げます。

今の、議員が質問されましたように、基本的には使用料手数料のあり方については、ほかの使用料手数料と同じというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

17 番日里雅至君。

17 番（日里雅至君） 委員会ですね、報告っていいですか、委員会報告の部分の中で、こういうところで、意見を付したといいますが、ことがあるんです。

この部分については、使用料、使用者の負担割合を求めたサービスの性質別分類判断シートについては、基準や、とりあえず物差しというところでは非常に有効であると、それは理解するものの、富良野市の独自の政策、それだとか住民のニーズ、地域格差を考慮する余地がないシートの設計になっているということがありました。

また、施設の設置や目的が政策に対する位置づけとして不明瞭なこと、公正公平の原則の視点から一定していないという意見を付しております。で、そのときに、この使用料手数料設置基準、5 年後には見直しをするというような御回答をいただいたんですけども、ただ、そういった部分の中で、何か課題含めて問題が出たときには、そのとき改めて見直しをするというお話をいただいて、ある一定程度、議員の皆さん納得をしていただきました。

ここにきて、そういった部分の中でですね、広域含めてですね、いろいろな部分、施策的な部分が入ってくる要素がたくさんこれから出てくるというふうに私は思っております。

そんなことでですね、早急に見直しをするお考えがないかどうか、市長にお伺いをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 日里議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

使用料手数料の関係につきましてはですね、これ今、富良野市の俗に言う、健全化計画を含めた中で、それぞれ検討され、実施に移す段階で、議会の同意を得ながらやっているわけでございますけども、今、御質問いただいた問題の中で、将来、この圏域の中で、それぞれ 1 市町村でなく、1 市 3 町 1 村で、これからは実施されるものも想定はされるわけでございますから、そういう中では、使用料手数料等々につきましても、やはり、その時代、その時代、経過を踏まえた中で、あるいは将来の展望を考えた中で、見直しをやるということは、私は、当

然やっっていかなければならない課題であると、このように考えてございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか、質疑ございませんか。

4 番大栗民江君。

4 番（大栗民江君） 基本姿勢は、いろいろ今までお聞きしたんですけれども、地域振興を図る目的で、利用しやすい施設ということを基本に行っていくのであれば、例えば、トイレにでも困っているような施設の場所があると思うんですけれども、男性の方はいいですけど、特に女性の方お困りのところもあると思うんですけれども、そのことに関しまして、今後の取り組みとして、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 32 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の大栗民江君の質問に関して、一般質問等で今後の課題とさせていただくということで、取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたします。

そのほか質疑ございませんか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 号、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は予算第 1 条の歳出より行います。

事項別明細書 16 ページをお開きください。

一款議会費、二款総務費、三款民生費、四款衛生費まで、16 ページより 19 ページまでを行います。

質疑ございませんか。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） 17 ページのですね、10、113 の福祉燃料助成事業で、ついてでございますが、去年は 114 件で、今回は、これでいくと 100...、1,980 件っていうふうに思うんですが、一気にこう 10 倍ということに、10 倍以上になったわけですが、去年もですね、この 114 件の皆さんに情報含めて提供、そして、手続っていうのが大変苦労されたというふうに理解してます。

一気にその 10 倍以上ということに対してですね、この対象者の皆さんにですね、漏れなく伝えて、そして漏れなく支給できる。そういう体制をとらなければいけないし、そういう責任は行政としてはあるというふうに思うわけですが、その辺の対応についてお伺いしたいという

ふうに思います。で、私としてはですね、できるだけ期間も、申請期間もですね、幅をもって対処すべきだというふうに思っております。

その点についてお伺いすると、もう一点、今回、非課税世帯ということでございます。

非課税世帯といっても、大変幅が広いというふうに思うわけですが、最高、社会保障含めてですね、相当の金額もらってる方も今回の対象になると、非課税という部分でいけば、枠組みの中では理解はできるんですが、支給される対象者の所得の幅がですね、幅、今まで以上に幅広いんじゃないかと。生活保護の 1.1 倍という、今までの考え方と、今回、非課税というふうに変えたという部分の基本的な考えについて、お伺いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 17 ページ、113 番、福祉燃料助成事業の関係について、岡本議員の質問にお答えしたいと思います。

趣旨については、3 点ほどかなと思います。

1 点目については、1 点目については、広報周知のあり方、2 点目については、期間的な問題、3 点目については非課税の関係かなと思いますが、まず 1 点目のこの広報周知の関係でございます。

昨年までは、歳末助け合いの関係も含めまして、民生児童委員さんがそれぞれ調査をしてということで、対象者が限られたこともあるのかなこうと思いますが、それまではずっとそういった関係で進めてきた関係が、今回非課税世帯ということも含めていけば、周知の方法を含めてしっかりしないといけないということについては私どもも認識をしているところでございます。

今議会の中で議決をさせていただければ、この後、一つには広報で周知をするのと同時に、あわせて、その中にチラシを盛り込んでやっていきたいなと、チラシの中につきましては、表面で灯油の購入費の一部助成という大きな見出し中での周知の方法と、裏面に申請用紙をつけてのチラシということにしながら、まずは全戸的にはそういう周知をしていきたいなと、あわせて、そのほか児童民生委員等の会議がこれから地域懇談会等々いろんな会議がたくさんございますから、あらゆる会議を通じまして、私どもこの周知について努めていきたいと、このように思っている次第でございます。

年内にできるだけ支給をしたいと、こう思っておりますので、10 月いっぱいについては周知期間にしながら、11 月中に申請をしていただいて、11 月中に申請をしていただいたものについては、12 月、年内に支給をしていくと、こういう段取りにしていきたいなと思っております。

中にはいろいろとあって、後から聞いたという方もいるかと思いますが、11月の申請については12月、年内、それ以降の、もし仮にある場合につきましては、年内にこだわらず、年を明けましても支給対象者、該当者については、申請者について審査をして年明けに支給をすると、こういう方式で取り扱いをしながら進めてまいりたいとこのように思っている次第でございます。

それから3点目の、非課税の関係でございます。

先ほど言いましたように、非課税世帯となりますと、一人世帯の場合、あるいは夫婦世帯の場合で相当数の人達が出てくるかなと思います。

これも、昨年段階で徐々に灯油の関係が値上がりしたということも含めて、私ども、昨年の段階でも拡大をすることについては、検討した中で、この非課税世帯の取り扱いについても検討したことがございます。

昨年段階は断念したことがあるわけですが、ことしについてはこの非課税の取り扱い、そうしますと、単身世帯で所得控除をなくしますと153万、夫婦世帯であります、本人が186万の配偶者が153万、合わせまして339万という所得の方々が、までが対象になるということになってまいります。

私どもこの幅までがいいのかどうかということについても、中身的にもいろいろと検討させていただきました。

非課税世帯でなくて違う方法をとるかということになりますと、どこかの時点でいわゆる線を引きましても、課題、問題は生じてくるのかなと思いました。

最終的に夫婦世帯でも339万の世帯、数多くはいないだろうという判断も含めてあるんですけども、思い切って非課税世帯で、まずは皆さんがわかりやすい判断のものということも含めて、一つつくたいきさつもございますので、どれだけの世帯が対象となってくるのか、数字的にはなかなかとらえませんが、ことしについてはこの範囲内で実施をしてみたいなと思っております。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 同じく、今の113番、福祉燃料助成事業についてですけども、ここ数年の間にですね、2倍半から3倍ぐらいの値段が高騰しておりまして、本当に市民の生活に与える影響というのは大きいというふうに思います。

そういう意味で暮らし応援の意味で重要な事業だというふうに思いますけれども、財源確保という点で一点お聞きしたいのは、去年行われた福祉灯油の場合、道からの補助金ということで2分の1、いまやろうと、さきに

やろうとした事業も半分ですけども、福祉灯油という意味で、道からの補助金が去年19年度の場合、2分の1が助成されておりますけれども、ことしの場合どういう状況になっているのか、そして、要望活動などを具体的にどのように行われたのか、一点お聞きたいというふうに思います。

それからですね、岡本議員からもありましたけども、ほかの町で、去年、昨年も多く行われたわけですけども、知らなかった、わからなかったということで、せっかく予算を組んだのに周知徹底が図られなかったということが反省点としてかなりの自治体で聞かれております。

そういう意味で徹底的にこの周知徹底をしなければ、せっかくの予算を有効に果たす、目的を果たすためには、周知徹底を図ることだと思っておりますけども、先ほど答弁がありましたけども、いろんな方法で周知をするんですけども、1,980世帯というふうに行政の側で数字としてとらえているわけですから、こちらが申請をしていただけない、漏れている部分に対して、やはり親切な、丁寧な、きめ細かな対応が必要だというふうに思っておりますけども、もう一歩進んだその対応の仕方について答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 113番、同じく福祉燃料助成事業の関係の佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

2点かなと思います。

1点目の財源の関係でございます。

私ども、改めてこの事業を新規事業としてとらえさせていただいて、その段階で対象世帯、支給額等々考えたときに、どれだけの金額になるのかと、こういうことでの一定の検討もさせていただきました。

その段階での財源的には今現在、道の議会が開催をされてまして、道の方でも、この燃料助成関係には補正予算を計上してございまして、改めて昨年とは違った形での財源の見通しが、いまできてまいりました。

昨年の状況でいくと富良野市の場合、人口規模別ということで3万未満の人口でしたので、60万しか実はあたらないと、こういう状況でしたけれども、今現在、道が今、補正予算としてあげている中で事業名を変えまして、福祉灯油特別対策事業ということで、1世帯9,500円を上限として、おおむね2分の1の補助をすると、こういうことで今、補正予算が上がってございます。

昨年が1億円ということで、ことしについてはプラス2億円、合計3億円の予算で、この事業に対応するというのでございますから、当初、私どもが見ていた状況からすれば一つ財源見通しが一つ立ったのかなというふうに思います。

二つ目には、昨年も最終的には特別交付税ということで、総事業費から道の補助金を引いた額の2分の1が特別交付税ということで、いわゆる措置をさせていただきます。

ことしについても、特別交付税で措置をするということの文書については出されておりますけども、2分の1か3分の1なのか細かいところまでについてまだ出されていません。

いずれにしても今年の原油高騰に伴っての福祉燃料にかかわる関係、とりわけ北海道関係については特別交付税を措置をすると、こういうことになってますので、ある意味では財源見通しがついてきたのかなと、このように思っている次第でございます。

二つ目の、先ほど言った周知の関係でございます。

先ほども何点かお話ししましたけれども、広報周知を基本としながら、いろんな会議、会合がこれから重なってまいりますので、そういう中では細かい説明もしながらですね、周知を図っていきたくて思ってますし、社会福祉協議会、それから老人クラブ等々と団体等にもいろいろと機会があれば、要請をしながら機会があれば周知していただくという方法も含めて、FMふらの、ラジオ等も駆使をしながらしていきたいなと思っております。

先ほど言いましたように、11月一杯の支給申請をしていただいて、漏れた方につき...、については、年明け後です、支給をしますと、こういうことに対応してまいりたいと思っておりますので、できる限りの方々に周知をしながら、できるだけ多くの方々が支給されるような努力をしてまいりたいと、このように思っている次第です。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので次に移ります。六款農林業費、八款土木費、十款教育費まで、20ページより23ページまで行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、歳入及び第2条債務負担行為の補正を行います。4ページ、5ページ及び10ページから15ページまでを行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 先ほどのパークゴルフ、公園条例の中の、各指定管理業者への負担金、これは入場料の改

定、使用料の関係で、低くなっていくということで、それぞれの指定管理業者に支払われるその負担金、これの内容、これをお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の宮田均君の質問について、再度趣旨を明確にして質問を願います。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） この予算が補正されているわけですけども、この補正されている根拠について、どういう内容で、それぞれに上がってきたのかということについて、根拠についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 宮田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者の債務負担の変更に係るその積算の考え方というのでしょうか、積算額の根拠についてという御質問だろうというふうに理解をさせていただきます。

まず、積算の考え方でございますけども、昨年です、平成20年、5カ年のパークゴルフ場の指定管理者を公募に際しましてですね、収支の積算証書を作成をしております。

それで、その収入の中でですね、市内と市外というふうに分けて、それぞれ平成17、18、19年度の実績をもとにしてやっております。

ちょっと、わかりやすく説明しますと、例えばですね、市外の利用収入が100万円だとします。それでそのうち、上富良野、中富良野、南富良野、占冠の圏域の利用者が例えば10%としますとですね、圏域の住民から得られる収入のうち、10万円ということになるわけですね、その10万円を1人当たりの1日のですね、利用料金500円で割りますと200人が利用したということになります。

それで、今回の改正によりましてですね、圏域の住民の利用料金が500円から300円になったということで、200円ですね、指定管理者の収入が減るわけですね、1人当たりのですね、その200円をかけると、年間で4万円の収入減になると、その4万円をですね、補てんをして指定管理料に上乗せをして、来年度、平成21年度から24年の4カ年ですね、指定管理料にその分がプラスされるという内容でございます。

その方式で算定をいたしますとですね、金満のパークゴルフ場につきましては、年間6万5,000円と、山部につきましては5万円、東山につきましてはですね、7万

5,000円と、その4年分を指定管理料にプラスになりまして、金満につきましては1,600万に、26万円がプラスされると、山部につきましてはですね、882万5,000円に2万、20万がプラスされまして、902万5,000円となりまして、東山につきましてはですね、944万2,000円に30万がプラスされまして974万2,000円になるということでございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) そのほか、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で議案第1号の質疑を終わり、本件4件の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件4件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件4件は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3

議案第2号 平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(北猛俊君) 日程第3、議案第2号、平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認め、よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第3号 平成20年度富良野市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議長(北猛俊君) 日程第4、議案第3号、平成20年度富良野市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第4号 平成20年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

議長(北猛俊君) 日程第5、議案第4号、平成20年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認め、よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第5号 平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(北猛俊君) 日程第6、議案第5号、平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第6号 富良野市農業及び農村基本条例の制定について

議長(北猛俊君) 日程第7、議案第6号、富良野市農業及び農村基本条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長報告のとおり精査を要しますので、経済建設委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、ただいまお諮りのとおり経済建設委員会に付託することに決しました。

日程第8

議案第7号 富良野市情報公開条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第8、議案第7号、富良野市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第8号 富良野市議会議員の報酬及び費

用弁償等の支給条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第9、議案第8号、富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第13号 北海道市町村備荒資金組合同約の変更について

議長(北猛俊君) 日程第10、議案第13号、北海道市町村備荒資金組合同約の変更についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第15号 平成20年度富良野市一般会計補正予算(第5号)

議長(北猛俊君) 日程第11、議案第15号、平成20年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

議案第15号、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算

第5号は、歳入歳出それぞれ578万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億738万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

二款総務費は、6月24日の事故により廃車となりました市所有の小型バスの代替車で、各種教育関係事業や、その他市の関係する事業において、市保有バスの弾力的な運行を行うための小型バスの車両購入費で、240万円の追加でございます。

八款土木費は、市道5区3線道路改良工事費で、取りつけ道路1カ所の追加と道路の雨水処理に必要な道路横断側溝の延長増に伴い、188万7,000円の追加でございます。

十款教育費は、富良野市立東小学校の重油漏れ事故に伴い、北1号川における重油の拡散防止のためのオイルフェンス及びオイル吸着マットの購入のための文具消耗機材及び印刷代で、150万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

一款市税は、個人市民税の現年課税分で433万4,000円の追加でございます。

二十一款諸収入は、自動車損害共済災害共済金で145万3,000円の追加でございます。

以上、平成20年度富良野一般会計補正予算について御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

16番東海林剛君。

16番（東海林剛君） 11ページのですね、公用車管理費の備品購入費240万、事故で廃車になった後継車...、後継車両として中古バスを購入すると240万、今回提案されております。

これは、さきの臨時会でなかなか議会の合意に至らず、今回再提案となったという事項であります。これについてですね、前回の臨時会の中でも、いろいろ御説明をいただきました。

その中で、必要性、緊急性という議論の中で、何とかやりくりをしながら、いわば、その日程の延期をしながらですね、間に合わせているというような説明がございまして、その必要性、緊急性っていうものが十分こう伝わってこなかったということがあります。そういう実態があったように思います。

その後ですね、臨時会以後、いろんなこうお話、方からお話を聞かされた中でですね、日程の変更、これでも

例えば日程変更するとそこに参加しようとしていた人が参加できなくなるという軽々にやっぱり扱えない事態だと思いますし、それとやむを得ず自家用車に対応したという実態もあるというふうにもお聞きいたしております。

これは本当に一部で、全体でどのような状況になっていたのかということは調査をしておりますけれども、一部でもこの実態があるというようなことであります。

そんなことで、この今回の240万の中古バスの購入に対する、いわばその緊急性、必要性と利用者への影響、このことについてですね、どのような認識を持っておられるのか、まずお聞きをいたしたいと思います。

それともう1点、今回、現在ですね、福祉バス、29人乗りの福祉バス、それと41人乗りのクマゲラ号、それから議会バス、これは26人乗りであります。それと、このたび事故で廃車になったバスの後継車両として新規に購入されようとしている中古バス、これは29人乗り。

これで、4台のバスがあるわけですけども、この4台のバスですね、それぞれ目的別バスということになっていきますけれども、これは、やはりぜひ有効活用をですね、利用者の利便性を最大限図っていくことが、市民本位の行政のあり方だというふうに思います。

そんなことで、それぞれ遊ばせることがないように、今まで以上に市民の利便性を図るような方向の中でですね、例えば管財に一元化をして管理をしていくと、このようなお話も以前聞いたような覚えはありますけれども、いわばその今まで以上にですね、市民の利便性を図っていくというふうな視点で、いわばその管財で一元化して管理をして有効活用を図っていくと、こういうようなことを含めて、この辺の意気込みといたしますか、そういうことを含めて、この2点お伺いをしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 東海林議員の御質問にお答えいたします。

今回提案いたしました、公用車運転、運行管理経費の車両購入費240万でありますけれども、議員御指摘のように6月の24日に自動車事故という形で廃車となりました車両にかわりまして、中古を購入という考え方で今回予算を計上させていただいております。

従前使ってございましたマイクロバス、廃車になりましたバス等については、社会教育並びに社会体育という形の中で、各種スポーツ行事、あるいはことぶき大学、さらには学校教育ということで、市内の小中学校の社会見学や水泳事業、あるいは遠足等、多くの場において使われているのが状況的でございます。

また、市の内部的にも、各担当課におきましていろんな市民からの要望に応えた中での事務調査、あるいは町内会の活動研究、こういったことで行事等あるいは活動

の場として利用されてございまして、平成 19 年度においてそれぞれ福祉バスも含めまして、年間 531 日の利用状況になっているというのが実態でございます。

そういう中から従前の市民の利便性としての必要性を十分重んじながら、弾力的な運営を運行していく必要性があるのではないかとという考え方のもとですね、子供たちのスポーツ活動、あるいは文化団体への利用実態、こういったことを十分踏まえながら、学校利用等につきましても同様に、その利用状況をとらえて運行計画を適切に進めていく必要があるという認識してございます。

特に議員が申されましたように、利用の状況といたしまして、特にスポーツ団体等々含めまして、夏場におきまして集中的にあるということと、また土、日に主だった利用がされているというのが、ことがございます。

そういった中でですね、他の団体とどうしても利用が重なるというのが、非常にこの市民の利用する側からは非常に使えないという状況とか、そういった中で行事、大会等についても中止とか、あるいは延期せざるを得ないというのが実情ということで、父母におかれましても、こういったことによりまして多くの負担が強いられているというふうに私どももとらえているところでございます。

また、もう 1 点は借り上げバスという方式で、一部市の方では管理をしておりますけれども、借り上げバスをする側の方にも、観光時期にはどうしても重なりまして、バスが思うように確保できない、あるいは運転手がどうしても代行運転士が確保できないと、こんなようなことも非常に効率的に動かす運営においては、非常に課題としてとらえたというふうにとらえているというふうに考えてございます。

今回、この事故に遭ったマイクロバスの中古バスの導入と合せまして、現在議会のマイクロバスがございまして、

このバスも含めまして、先ほど申しました課題をとらえた中におきまして、いわゆる議会のマイクロバス、さらには導入するマイクロバス等を含めまして、財政課の方で一元管理の方向という考え方で、今後の利用促進を含めまして、そのような取り扱いをしていきたいというふうに考えてございますし、また、これらの 2 台のバスと合わせまして、福祉バス等も持っております。

やはり市の全体的な車両の運行管理計画をやはり適切に進めるにおいて、車両の運行の取扱基準等、こういったことも一部基準等について、内容がどうあるべきかということも含めながらですね、今後庁内において車両の運行連絡会議、そういったものも含めながら、公用車の運行管理の適切性を図っていききたいというような考え方でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。
8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） 学校教育費のですね、予算の 150 万のこともなんですが、油漏れという対処ということで、今説明がございました。

当初は、原因はよくわからないということであったんですが、それから時間が経っています。もし原因がですね、究明されているならば、お知らせ願いたいというふうに思いますし、

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 岡本議員の御質問にお答えをいたします。

東小学校のボイラー室の重油の漏洩事故の原因は何かという御質問かと思えます。

行政報告の中でも申し上げておりますけれども、オイルサービスタンクの油面計のビニール管がですね、外れたということでございますけれども、これは人為的に外れたというよりも自然に外れたという状況で、そこからですね、重油が流出をしたということでございます。その、なぜ外れたのかと、なぜ重油が流れ出たのかということでございますけれども、原因は 2 点あるというふうに今とらえているところで。

1 点目といたしましてはですね、抜けたビニール管がですね、本来はアクリル性の硬いパイプであったものでございますけれども、業務職員が自己の判断で仕様に反して、ビニールチューブに交換をしていたということで、外れやすい状況にあったのかなというのが 1 点目でございます。

それと暖房を使用していないですね、夏場についてはですね、オイルサービスタンクの燃料を供給するモーターですね、電源を入れていないのが普通なんですけれども、その電源が入っていたためにですね、地下タンクの重油がですね、供給されてボイラー室に流れだしたということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） 行政報告も受けて、状況というのは理解したんですが、なぜそのビニールホースなのかという、外れたのかというところが今わかった訳ですが、そういう部分では今後ですね、危機管理だとか、そういう点について、今回予備費入れて総額で 300 万円ぐらい、お金が対処するためにかかっているという現実もございます。

二度とこういうことのないようにですね、危機管理に

に関して、どのようにとらえているのか、改めて質問したいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育長宇佐見正光君。

教育委員会教育長（宇佐見正光君） 岡本議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、今回の重油の流出に伴う学校施設管理の責任者として、お答えをさせていただきますしたいと思います。

今回、9月8日の早朝にですね、発生いたしました東小学校のボイラー室からの重油流出事故につきましては、決してあってはならない事故でございます。当日は事故発生連絡を受けまして、早急に関係機関との連携によりまして、流出防止の緊急対策を行ってきたところでございますが、その結果、河川等の被害の拡大はなく、最小限に処理することができたところでございます。

当時は、学校内にも臭気が充満しておりましたが、十分な換気に努めた結果、幸いに子供たちへの被害は出ませんでした。

また、周辺住民や保護者に対しましても、緊急連絡によりまして対応させていただいたところでございます。

あわせて、各学校の緊急点検と業務職員を招集いたしました、事故の再発防止に関する緊急会議を実施してきたところでございます。

今後は事故防止に努めるとともに、二度とこのような事故を起こさない危機管理の徹底と、安全点検の強化を図っていききたいという所存でございます。

また、この学校施設管理の私、責任者ということもございまして、この事故に関しましては、私を含めまして関係する職員の懲戒につきまして、富良野市職員懲戒審査委員会への処分を委ねております。処理に要しました損害額が確定いたしましたところでございますので、近く処分の決定がなされるものと存じております。

本当に心よりおわびを申し上げたいと存じます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） その他質疑ございませんか。

6番今利一君。

6番（今利一君） 1点、御質問申し上げたいというふうに思うんですが、備品購入費のバスの部分でありますけれども、この辺のことは今、るる説明をいただいたというふうに思うわけでありますけれども、利用が531日あるというふうに説明、中でありましたけれども、少なくともいま総務部長の中では、なかなかトップシーズンというか7月、あるいはそういった利用度の激しい時には、なかなか借上げが難しいというふうな話でありましたけれども、この説明の中ではですね、なかなかその、どの月がどういふふうな利用が上がってるのかというのがわかりづらい部分がありますから、質問しづ

らい部分っていうのがあるわけなんですけども、少なくともそういうふうな利用がですね、利用時期によってこういう時期に必要なんだというふうな部分がなければですね、なかなか賛成しにくい部分があるのと同時にですね、この利用、この部分に関してはですね、まだまだはある意味では平たくならせばですね531日がどのへんの部分でどう使われているのかという部分がわかりづらいという部分がありますので、その辺の説明をいただきたいのと、今後ですね、どんな形で利用者側に立ったですね、利用の仕方、使われやすいバスの形態にしていくのかですね、その辺の部分が明確でないというふうに思いますので、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 今議員の御質問にお答えいたします。

利用状況として、夏場を含めて非常に集中的にあるという先ほども御説明をさせていただきました。

どの部分かということのお話かというふうに思っております。

やはり多くは社会教育等々では、学校利用等々、あるいは先ほど申しました、遠足、水泳等々の中での利用がされているということで、これは年間的な部分での一つのスケジュールの中から流れてございます。

そういう状況で学校教育等については、大まか年間のスケジュールの中で進められるのかなというふうにとらえてございますけれども、やはり、社会体育、社会教育等では、スポーツ活動の子供さんたちともですね、どうしても夏場を中心としながら、活動が多く見受けられているというふうに私どもとらえてございまして、そういった時期に集中的に利用が多くあるという状況と各種大会等、そういったものが前段等の夏場以外にもですね、行われているということで、こういった時期がその多くの集中されてる時期というふうになってございます。

2点目の、利用の部分での方策ということの御質問でよろしいですか。先ほどお話をいたしましたように、今現在も含めての話をさせていただいたようにですね、スポーツ少年団あるいは少年少女の文化団体等、いろんな形の中で、この利用の中でも、特に大会等に多く参加されてるといふのがございます。

また、教育関係等でも先ほど申しましたようなもののほか、学童農園とか、音楽行進とか、芸術鑑賞会、こんなことにも車両が使われてるといふのがございます。

それぞれ、やはり活動、活動にあった利用の中で、バスが一定の取扱基準に基づいて、利用を各団体等にお願いをしながら、現在その利用の取り扱いを行っているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 同じく、今の車両購入費の件についてお伺いをいたします。

7月の臨時議会です、否決になった件、案件なんですけれども、緊急性が恐らく理事者側としてはあるんだというふうに想像しますけれども、であるならばなぜ、今回の当初の予算、補正ではなくて、追加提案というふうになったのか、ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思いますけれども、追加というかそれまでの間にいろいろ検討されたんだというふうに理解をしますけれども、具体的にどのように、この1台を購入することによって、ほかの部分で経費を落とす。

財政状況が厳しいという中で、今までの継続ということでは、なかなか許されない状況がいまあるというふうに思うんです。であるならば、少しでも経費を、市民サービスは低下させずに知恵を絞って有効に車を利用して、経費を節減するというふうに、なことが、求められているというふうに思うんです。

そういう面で、いまの今議員の質問もそういう質問だったと思うんですけども、例えばですね、具体的に言いますけれども、昨年度の富良野市のバス運行実績という表をいただいておりますけれども、富良野バスに委託されている部分が、全体で1,000万ちょっとですけども、460万円が富良野バスに委託になっております。4割以上がですね。

そういう経費が幾らかでもこのバスを買うことによって削減できるのかどうなのか、その辺の御回答をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

1点目の質問でありますけれども、この9月議会の当初予算にどうして提案がされなく、今回追加になったというこの御質問かというふうに思います。

私ども臨時議会で提案をさせていただいた車両等につきましては、当然、一般競争入札等で行うということのもとで、車両等についていろいろ調査をした段階で、当初の計画のバスが仕様のもとで進めていきたいという考えをございまして、一定程度、市内等含めて、そういったバスがあるかということで、判断で前予算を提案させていただいたということでございますけれども、その後バス等について一部仕様に見合うバス等については、売り払いがされたということもございまして、その後私ども先ほど東海林議員にも答弁させていただきましたように、

必要性を十分認識をする中において、当初9月議会に提案をさせていただきたいという考えであった訳ですけども、バス等について中古等がなかなか状況において見つからないということもございまして、改めてその後9月に入りましてからマイクロバス等が一部そういったものがあるということが確認をされた中からですね、今後、これらについての予算化をした後にですね、競争入札等で進めていきたいと、そういう考え方で今回追加提案をさせていただいたという内容でございます。

もう1点、経費という部分でのお話かというふうに思っております。

先ほども御説明申しましたように車両の適正な運行管理等を含めながら、一元管理を行うと、そういった中でですね議会のマイクロバス等を含めまして、これらについて、いわゆるバスの運行管理を行うということに伴いまして、現在借り上げ等行っていますバス、これらについてのですね、部分について、市が保有しています車両等の方に利用を振り分けをしていくと、こういったことによって、こういう両者の運行管理の費の、経費の節減を行っていききたいという考え方でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 追加議案となったっていうのは、バスを、めばしいバスを探していたというような、ふうに、ニュアンスに聞こえたんですけども、建前上というか、当たり前の話ですけども、競争入札と言いながら、この実態っていうのはちょっと、ちょっと理解し難い部分があります。

それとですね、先ほど言った運行実績、営業用のバスではありませんので、その路線バスや観光バスのようにどんどん走るというバスではもちろんないんです。

それにしてもですね、4台合わせて4万キロぐらいの走行距離で、総時間で2,700時間、4台合わせてですけどもね、そういうことから考えれば、もう少しこう有効に使える方法はないのか。

いろんな事情があります、3キロ、4キロ走って、1日そこで集会があるので送り迎えだけというそういう、本当に、それでも1日は1日ですけども、そういう状況もありますけれども、でもこの数字を見ると、もう少しこの有効に、スクールバスも含めて、このほかにですね、樹海バスが2台と山部のスクールバスもあるわけですから、もう少し有効に使えないものかという疑問がわいてくるわけですけども、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 後答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の再質問にお答

えいたします。

有効活用の方法という部分での御質問かというふうに思います。

佐々木議員御質問のように、市の保有してありますマイクロバス、昨年実績でございますけれども、福祉バス、福祉バス1号車、2号車合わせて3万1,000キロ、さらには、議会バスでは約2,600キロ、みんなのバスでは5,700キロということで、それぞれ全体で2,800時間程度の部分での運行時間かというふうに私どもとらえてございます。

ただいま、議員もお話ございましたように、それぞれ利用するに当たりましては、いわゆる1団体が1日距離的なもの、あるいはいろんな方面、活動に向かう場合においてはですね、時間的な部分で1日拘束されてる場合、距離的なものでそういった部分が市内においては短く1日拘束されるとか、いろんな私は状況としてあるかと思えます。

そういう中でですね、質問の部分での有効活用というのは、限られている部分でのこういった利用状況ではございますけれども、やはり例えば時間帯に応じながら他の方にそのマイクロバスを利用している時間中に回せるかといいますと、やはり、それはそれぞれ使用されてる状況、団体というものをとらえた中で運行しているというのが実情でございますので、その辺を含めまして、議員の御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 小学校の油の流出の関係についてお尋ねをいたしてまいります。

内容につきましてはお聞きをいたしましたけれども、全国市有物件災害共済会との関係はどのような処置になるのかお尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 小学校管理費の関係の油漏れの事故に関しての、全国市有物件の扱いでありますけれども、これはあくまでも自己の過失によりまして起こった事故ということから、保険の対象にはなりませんという形で、市有物件共済会の方と話しをしています。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第16号 議員の派遣について

議長（北猛俊君） 日程第12、議案第16号、議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8番 岡本俊君。

8番（岡本俊君） -登壇-

議案第16号の議員派遣について、提案の理由を申し上げます。

本件は、佐々木優君ほか1名の議員の御賛同をいただき提出するもので、議員の申し出による都市事例調査を実施し、今後の市政推進に尽くすため委員を派遣しようとするものです。

なお、本年は富良野市と西脇市の友好都市締結30周年記念式典が西脇市で開催されるため、本調査とあわせて西脇市を訪問し、両市の交流を深めてまいります。

派遣の目的、期間、調査件名、派遣先及び費用については記載のとおりでございます。

なお、派遣する議員の氏名は佐々木勝君、宮田均君、広瀬寛人君、大栗民江君、今利一君、横山久仁雄君、北猛俊君、私、岡本の8名であります。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第13

意見案第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第13、意見案第1号、道路整

備に必要な財源の確保に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

15 番菊地敏紀君。

15 番（菊地敏紀君） -登壇-

意見案第 1 号、道路整備に必要な財源の確保に関する意見書。

富良野市議会規則第 13 条の規定により、岡本俊君ほか 5 名の賛同により提出するものであります。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書。

北海道は、広大な面積に 180 の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や、経済社会活動を支える最も重要な社会基盤となっている。

また、冬期間における厳しい条件、気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修、更新など多くの解決すべき問題を抱えている。

以上のことから、道民にとって高規格幹線道路から住民に最も密着した、市町村道に至る道路網の計画的、体系的な整備はぜひとも必要であり、特に全国に比べて大きく立ち遅れている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流、連携の強化、道民の命に関わる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上で最も重要な課題の一つである。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところであるが、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源を確保されていくか、非常に危惧される場所である。

このような状況を踏まえて、次の項目について強く要望するのであります。

記につきましては皆様方に御一読をいただきたいと思っております。

議員各位の御賛同により、御賛同を得て、意見案が成立することを心からお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきますと思っております。

大変、よろしくお願いたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 14

意見案第 2 号 学校耐震化に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第 14、意見案第 2 号、学校耐震化に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4 番大栗民江君。

4 番（大栗民江君） -登壇-

意見案第 2 号、学校耐震化に関する意見書。

富良野市議会会議規則第 13 条の規定により、菊地敏紀議員ほか 5 名の賛同を得て提出をいたします。

学校耐震化に関する意見書。

学校施設の耐震化については、さきの国会で地震防災対策特別措置法改正案が成立し、国の緊急措置が大幅に改善され、されたところである。

各地方自治体においても、積極的な取り組みが始まっているが、あわせて各自治体の厳しい財政状況の中では、苦慮している実態も事実である。

については、政府においては今回の緊急措置にあわせて、以下の対策を講じられるよう強く要望する。

記 1、地震災害が続く中で児童生徒の安全を確保するため、全ての公立学校の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。

2、地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。

3、補助率のかさ上げが行われたが、実際の工事単価との格差により、自治体負担が増加している実態も見られるため、改築や新増築などに当たっても、補助単価の補正ルールなどの設計を行い、きめ細やかな対策を講じること。

4、耐震診断が行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助率のかさ上げなどを検討すること。

また、1 次診断と 2 次診断の結果により、補助率の変化がないよう配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

議員各位の皆様のお賛同を賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 15 閉会中の都市事例調査について

議長(北猛俊君) 日程第 15、閉会中の都市事例調査についてを議題といたします。

本件について、委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長鵜飼祐治君。

庶務課長(鵜飼祐治君) -登壇-

保健福祉常任委員会委員長からの、都市事例調査の申し出を朗読いたします。

都市事例調査申出書。

本委員会は、閉会中下記により都市事例調査を要するものと決定したので申し出ます。

保健福祉委員会。

調査件名、地域医療について、子育て支援について。
調査地、長野県飯山市、埼玉県本庄市。予定月日 10 月下旬。

以上です。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の都市事例調査について決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の都市事例調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

議長(北猛俊君) 以上で本日の日程は終わり、本定例会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成 20 年第 3 回富良野市議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 11 時 44 分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 9 月 24 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 横 山 久 仁 雄

署名議員 大 橋 秀 行